

## 令和5年竹田市農業委員会第2回総会議事録

1. 日 時 令和5年2月6日(月) 午後2時00分～午後3時30分

2. 場 所 竹田市役所 3階委員会室

3. 出席委員 13名

1番 後藤 善徳 2番 山村 徹 3番 長野 幸生 4番 和田 京子 5番 佐藤 隆幸  
6番 佐藤 博一 7番 首藤 徳子 8番 工藤 一美 9番 本郷 敦子 10番 麻生 章治  
11番 工藤 明秀 12番 釘宮 恒憲 13番 森 哲秀

4. 欠席委員 0名

5. 農業委員会事務局職員

事務局長：佐藤俊郎、次長：堀貴美子、管理係長：佐藤正子、農地係：河崎凌央  
農政課職員  
農業振興係長：志賀直樹

6. 議事

議案第 9号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画の承認について・・・・・・・・・・ 8件  
議案第10号 農用地利用配分計画案に対する農業委員会の意見について・・・・・・・・・・ 12件  
議案第11号 農用地利用集積計画の承認について・・・・・・・・・・ 12件  
議案第12号 農用地利用集積計画の承認について（大分県農業農村振興公社から所有権移転）・・・・ 1件  
議案第13号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について・・・・・・・・・・ 7件  
議案第14号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について・・・・・・・・・・ 2件  
議案第15号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について・・・・・・・・・・ 2件  
議案第16号 非農地証明について・・・・・・・・・・ 6件

会長

あいさつ

局長

ただいまの出席委員数は13人で定足数に達しています。

(14時00分)

議長

只今から、令和5年竹田市農業委員会第2回総会を開会いたします。

本日の議事日程は、お手元に配布してあります日程表により、運営いたしますのでご了承願います。  
それでは、審議にはいります前に、議事録署名委員の指名を行います。  
議事録署名委員は、3番長野幸生委員、4番和田京子委員の両名を指名いたします。

議長

報告事項について、事務局より報告をお願いします。

事務局

報告第4号について報告を申し上げます。

農地法第18条第6項の規定による農地の合意解約の通知が、13件ありましたので報告します。

なお、10番の案件は、議案第9号農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画の承認に関連し、合意解約するものです。

また、11番から13番の案件は、議案第13号農地法第3条第1項の規定による許可申請についての承認に関連し、合意解約するものです。

続いて、報告第5号について報告を申し上げます。

農地法第18条第6項の規定による中間管理事業にかかる農地の合意解約の通知が、2件ありましたので報告します。

なお、1番、2番の案件は、議案第10号農用地利用配分計画案に対する農業委員会の意見についてに関連し、合意解約するものです。

続いて、報告第6号について報告を申し上げます。

農地法第3条の3第1項の規定により、相続による所有権を取得したとの届出が、3件ありましたので報告します。

続いて、報告第7号について報告を申し上げます。

前回の令和5年1月6日の第1回総会において、議案第6号の4番にて承認され、1月10日に許可書を交付しましたが、1月16日に農地法第3条許可処分取消し願いが、1件ありましたので報告します。

議長

報告事項について、質問等ありませんか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので、これで報告事項は終了いたします。

議長

次に議案の上程を行います。

議案第9号 農地中間管理事業にかかる農用地利用集積計画の承認について、8件

議案第10号 農用地利用配分計画案に対する農業委員会の意見について、12件

議案第11号 農用地利用集積計画の承認について、12件

議案第12号 農用地利用集積計画の承認について（大分県農業農村振興公社から所有権移転）、1件

議案第13号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について、7件

議案第14号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について、2件

議案第15号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、2件

議案第16号 非農地証明について、6件

以上、50案件を本日の議案として提案いたします。

議長

議案第9号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。

議案の説明を、事業担当課の農政課に求めます。

農政課

議案第9号は、農地中間管理事業により、土地所有者から大分県農業農村振興公社へ権利の設定を行うものであります。

1番の案件は、6年間の使用貸借による権利の設定を行うものです。

続いて、2番の案件は、11年間の使用貸借による権利の設定を行うものです。

3番、4番の案件は、5年間の賃貸借による権利の設定を行うものです。

5番の案件は、10年間の賃貸借による権利の設定を行うものです。

6番の案件は、5年間の賃貸借による権利の設定を行うものです。

7番、8番の案件は、10年間の賃貸借による権利の設定を行うものです。

議長

只今、議案第9号について、担当課から説明がありましたが、ご意見、ご質疑はございませんか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。

議案第9号について、これを承認することにご異議のない方は、挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議なしと認めます。

よって、議案第9号農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の承認についてはこれを承認することに決定します。

議長

続いて、議案第10号農用地利用配分計画案に対する農業委員会の意見についてを議題といたします。

議案の説明を農政課に求めます。

農政課

議案第10号の農用地利用配分計画案は、先程議案第5号で承認いただいた案件について、農地中間管理事業による権利の設定を、大分県農業農村振興公社から借受人へ行うものです。

議長

なお、議案第10号は分割して質疑・採決を行います。

議長

最初に、議案第10号の11番ですが、○番○○○○委員は議事参与の制限により、一時退席をお願いします。

農政課

11番の借り手は、認定農業者である○○○○です。選定理由は、「人・農地プランの中心的担い手としてマッチングした結果。地域内で調整済み」です。

議長

只今、議案第10号の11番について、担当課による説明がありましたが、ご意見、ご質疑はございませんか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。

議案第10号の11番について、これを承認することにご異議のない方は、挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。

よって、議案第10号の11番 農用地利用配分計画案に対する農業委員会の意見については、これを承認することに決定します。

議長

○番○○○○委員はご着席下さい。

議長

続いて、議案第10号の1番から10番、12番について説明をお願いします。

農政課

1番の借り手は、認定農業者である○○○○です。選定理由は、「人・農地プランの中心的担い手として

マッチングした結果」です。

2番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。選定理由は、「借受者は、当該地域の人・農地プランの中心的経営体として位置づけられており、地域内で調整済み」です。

3番の借り手は、認定新規就農者である〇〇〇〇です。選定理由は、「借受者は、当該地域の人・農地プランの中心的経営体として位置づけられており、地域内で調整済み」です。

4番の借り手は、認定新規就農者である〇〇〇〇です。選定理由は、「借受者は、当該地域の人・農地プランの中心的経営体として位置づけられており、地域内で調整済み」です。

5番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。選定理由は、「借受者は、当該地域の人・農地プランの中心的経営体として位置づけられており、地域内で調整済み」です。

6番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。選定理由は、「借受者は、当該地域の人・農地プランの中心的経営体として位置づけられており、地域内で調整済み」です。

7番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。選定理由は、「借受者は、当該地域の人・農地プランの中心的経営体として位置づけられており、地域内で調整済み」です。

8番の借り手は、認定新規就農者である〇〇〇〇です。選定理由は、「人・農地プランの中心的担い手としてマッチングした結果」です。

9番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。選定理由は、「人・農地プランの中心的担い手としてマッチングした結果」です。

10番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。選定理由は、「人・農地プランの中心的担い手としてマッチングした結果」です。

12番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。選定理由は、「地域内の担い手としてマッチングした結果」です。

議長

只今、議案第10号の1番から10番、12番について、担当課による説明がありました。ご意見、ご質疑はございませんか。

5番佐藤隆幸委員

認定新規就農者とは外から来られた方ですか。

農政課

3番の〇〇〇〇は旦那さんがファーマーズスクールに入校されて今年2年目で4月就農予定です。熊本でお勤めされてこちらに来られた方です。4番の〇〇〇〇はファーマーズスクールを既に卒業されて就農する圃場が基盤整備中なので今年の3月までは菅生のスタートアップファームで作付けされて4月に新設して就農予定です。2人ともピーマンの農家さんです。8番の〇〇〇〇は旦那さんと姫岳で就農されたんですが、来年度から菅生でネギ、ピーマンを作付けする予定です。

議長

他にありませんか。

4番和田京子委員

5番の〇〇〇〇〇はどんな仕事をしてるんですか。

農政課

以前企業誘致の関係で入ってこられた会社で、ITの会社ですけど竹田に来られて農業も始められました。飛田川で最初されてたんですが、専属の社員さんが1名おられ、他にも3名ほどいます。今度高源寺の圃場を借りて、ネギや自然薯を作って収益を上げる予定です。認定農業者になっています。

議長

他にありませんか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。

議案第10号の1番から10番、12番について、これを承認することにご異議のない方は、挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。

よって、議案第10号の1番から10番、12番農用地利用配分計画案に対する農業委員会の意見については、これを承認することに決定します。

議長

ここで、休憩いたします。農政課の志賀係長は、退席してください。ありがとうございました。

(14時25分)

議長

再開します。

(14時25分)

議長

議案第11号農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。

議案の説明を、事務局に求めます。

事務局

1 番の借り手は、〇〇〇〇です。5年間の使用貸借、再設定です。労力2人、水稻中心の農家であり、借受農地の効率的な利用が見込まれます。

2 番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。5年2か月間の賃貸借、再設定です。

3 番の借り手は、〇〇〇〇です。5年間の賃貸借、再設定です。労力2人、水稻中心の農家であり、借受農地の効率的な利用が見込まれます。

4 番の借り手は、〇〇〇〇です。3年間の賃貸借、再設定です。労力2人、水稻中心の農家であり、借受農地の効率的な利用が見込まれます。

5 番の借り手は、〇〇〇〇です。3年間の賃貸借、再設定です。労力2人、水稻中心の農家であり、借受農地の効率的な利用が見込まれます。

6 番の借り手は、〇〇〇〇です。5年間の使用貸借、再設定です。労力2人、水稻中心の農家であり、借受農地の効率的な利用が見込まれます。

7 番の借り手は、〇〇〇〇です。10年間の使用貸借、再設定です。労力3人、野菜中心の農家であり、借受農地の効率的な利用が見込まれます。

8 番の借り手は、〇〇〇〇です。10年間の使用貸借、再設定です。労力2人、水稻中心の農家であり、借受農地の効率的な利用が見込まれます。

9 番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。10年11か月間の賃貸借、再設定です。

10 番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。10年11か月間の賃貸借、新規設定です。

11 番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。5年11か月間の賃貸借、新規設定です。

12 番の借り手は、認定農業者である〇〇〇〇です。1年間の賃貸借、再設定です。

以上の案件について現地調査した農地利用最適化推進委員から、借り手は農業経営に必要な要件をすべて満たしており、問題ないとの報告を頂いています。

議長

只今、事務局による説明がありましたが、ご意見、ご質疑はございませんか。

(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。

議案第11号について、これを承認することにご異議ない方は、挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。

よって、議案第11号農用地利用集積計画の承認については、これを承認することに決定します。

議長

議案第12号大分県農業農村振興公社から所有権移転を受ける農用地利用集積計画の承認についてを議題

といたします。

議案の説明を、事務局に求めます。

#### 事務局

この議案第12号の1番の案件は、譲渡人大分県農業農村振興公社から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市荻町恵良原字石抜〇〇〇〇番他1筆、畑2筆、合計面積6,170平方メートルを農地売買支援事業により、所有権移転するものです。農業経営基盤強化促進法による所有権の移転であります。譲受人の経営規模は、申請地と併せ6,170平方メートルとなり、下限面積要件を充たします。

#### 議長

1番後藤善徳委員に調査報告をお願いします。

#### 1番後藤善徳委員

議案第12号の1番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は2人です。大玉トマトの隔離土耕栽培をするという事で農機具は現在は所有しておりません。いずれ消毒用の防除機だけは購入したいとのこと。この方も認定新規就農者でファーマーズスクールの卒業生で野菜中心の農家であり、農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま

す。よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

#### 1番後藤善徳委員

この案件気になるころがあつて、関係機関に問い合わせしました。現地にはすでに降灰対策事業によるハウスが建設中でした。この時期になるまで農地を取得できなかったことが気になります。

#### 事務局

担当課からは当初は貸借でハウスを建設する予定でしたが、所有者の意向により売買で建設することになったと聞いています。また、税制上の優遇がある大分県農業農村振興公社による農地売買支援事業を希望されましたので今回の議案になっています。所有者から大分県農業農村振興公社への所有権移転は、令和4年12月6日総会で審議いただいて令和4年12月23日に登記が完了しております。

#### 議長

只今、調査報告がありましたが、ご意見・ご質疑はありませんか。

(なしの声あり)

#### 議長

無いようですので質疑を終結いたします。

議案第12号について、これを許可することにご異議ない方は、挙手をお願いします。



議長

全員挙手でありますので、ご異議なしと認めます。  
よって、議案第12号はこれを許可することに決定します。

議長

続いて、議案第13号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。

議長

最初に、1番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第13号の1番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市久住町大字久住字桜馬場〇〇〇〇番外8筆、田9筆、合計面積4,985平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は、33,632.70平方メートルであり下限面積要件を充たします。

議長

8番工藤一美委員に調査報告をお願いします。

8番工藤一美委員

議案第13号の1番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は3人です。農機具は、トラクター3台・コンバイン1台・田植機1台所有しており、稲作・畜産経営中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま

よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、2番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第13号の2番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市久住町大字白丹字桑鶴〇〇〇〇番外2筆、田2筆畑1筆、合計面積5,534平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は、39,737平方メートルであり下限面積要件を充たします。

議長

5番佐藤隆幸委員に調査報告をお願いします。

5番佐藤隆幸委員

議案第13号の2番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は2人です。農機具はトラクター2台を所有しておりコンバイン等については農事組合法人の構成員でありますので作業委託をするという風に聞いております。稲作、野菜はトマト・イチゴ等を中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま。

よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、3番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第13号の3番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市久住町大字白丹字後山〇〇〇〇番、畑1筆、面積641平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は、9,136平方メートルであり下限面積要件を充たします。

議長

5番佐藤隆幸委員に調査報告をお願いします。

5番佐藤隆幸委員

議案第13号の3番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は1人です。農機具は、トラクター1台・コンバイン1台・田植機1台・耕うん機1台所有しており、稲作中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま。

よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、4番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第13号の4番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市直入町大字長湯字葛路〇〇〇〇番外4筆、田2筆畑3筆、合計面積4,568平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は、23,420平方メートルであり、下限面積要件を充たします。

議長

11番工藤明秀委員に調査報告をお願いします。

11番工藤明秀委員

議案第13号の4番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は2人です。農機具は、トラクター2台・コンバインは法人所有・田植機1台所有しており、稲作中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま

よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、5番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第13号の5番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市直入町大字長湯字前田〇〇〇〇番、田1筆、面積928平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は、23,420平方メートルであり下限面積要件を充たします。

議長

11番工藤明秀委員に調査報告をお願いします。

11番工藤明秀委員

議案第13号の5番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は2人です。農機具は、トラクター2台・コンバイン法人所有・田植機1台所有しており、稲作中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま

よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、6番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第13号の6番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市直入町大字長湯字仲村〇〇〇〇番外3筆、田4筆、合計面積7,467平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は、21,587平方メートルであり下限面積要件を充たします。

議長

11番工藤明秀委員に調査報告をお願いします。

11番工藤明秀委員

議案第13号の6番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は2人です。農機具は、トラクター5台・コンバインと田植機は法人所有で、稲作・畜産経営中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま

す。よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、7番説明を、事務局に求めます。

事務局

議案第13号の7番の案件は、譲渡人〇〇〇〇から譲受人〇〇〇〇へ、申請地の竹田市直入町大字上田北字金迫〇〇〇〇番外1筆、畑2筆、合計面積 1, 395平方メートルを所有権移転するものです。譲受人の経営規模は、16, 670平方メートルであり下限面積要件を充たします。

議長

7番首藤徳子委員に調査報告をお願いします。

7番首藤徳子委員

議案第13号の7番の調査報告をいたします。

譲受人の労力は3人です。農機具は、トラクター4台所有しており、稲作・畜産経営中心の農家で農地全部の効率的な利用と、農作業に常時従事することが見込まれます。また、周辺の農地の農業上の効率的かつ、総合的な利用の確保に支障は生じないと思われま

す。よって、許可要件のすべてを充たしており、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

只今、議案第13号について、担当委員による報告がありましたが、ご意見、ご質疑はありませんか。  
(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。

議案第13号について、これを許可することにご異議ない方は、挙手をお願いします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。

よって、議案第13号農地法第3条第1項の規定による許可申請については、これを許可することに決定します。

議長

続いて、議案第14号農地法第4条第1項の規定による許可申請について、1番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第14号の1番の案件は、申請地竹田市直入町大字長湯字久保河内〇〇〇〇番、面積488平方メートルの田です。この申請地は農用地区域外の農地で、ほ場整備等農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地です。転用目的は、農業倉庫及び駐車場です。申請地には、亡き父が昭和60年頃農業倉庫を建設し、今回新たに農業倉庫及び駐車場を建設する計画です。既存の倉庫については顛末書が添付されています。雨水は自然浸透する計画で、転用行為は、令和5年4月30日までを予定しております。転用許可基準は、「申請に係る農地に変えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができない場合」に該当すると考えられます。

議長

3番長野幸生委員に調査報告をお願いします。

3番長野幸生委員

議案第14号の1番の調査報告をいたします。

現地確認の結果、周辺農地への日照等に支障を及ぼすおそれがなく、計画を実施することが確実に認められるため、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、2番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第14号の2番の案件は、申請地竹田市直入町大字上田北字高岩〇〇〇〇番外3筆、合計面積4,924平方メートルの田です。この申請地は農用地区域外の農地で、ほ場整備等農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地です。転用目的は、植林です。申請地は、日照不足や獣害がひどく植林して山林として管理する計画です。雨水は自然浸透する計画で、転用行為は、令和5年3月31日までを予定しております。転用許可基準は、「申請に係る農地に変えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができない場合」に該当すると考えられます。

議長

3番長野幸生委員に調査報告をお願いします。

3番長野幸生委員

議案第14号の2番の調査報告をいたします。

現地確認の結果、周辺農地への日照等に支障を及ぼすおそれがなく、計画を実施することが確実に認められるため、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

只今、議案第14号について、担当委員による報告がありましたが、ご意見、ご質疑はありませんか。  
(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。

議案第14号について、許可することにご異議ない方は、挙手をお願いします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議なしと認めます。

よって、議案第14号農地法第4条第1項の規定による許可申請については、これを許可することに決定します。

議長

続いて、議案第15号農地法第5条第1項の規定による許可申請について、1番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第15号の1番の案件は、申請地竹田市直入町大字長湯字馬門〇〇〇〇番、面積348平方メートルの畑です。この申請地は農用地区域外の農地で、ほ場整備等農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地です。転用目的は、一般住宅です。申請者は、現在借家に住んでおり、持ち家を考え、親から子へ使用貸借件を設定し住宅建設を計画したものです。排水については、道路側溝へ流す計画で、建設課と協議しています。工事期間は、令和5年3月1日から令和5年6月30日までを予定しています。

転用許可基準は、「農振法第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供するために行われるものであること」に該当すると考えられます。

議長

3番長野幸生委員に調査報告をお願いします。

3番長野幸生委員

議案第15号の1番の調査報告をいたします。

現地確認の結果、周辺農地への日照等に支障を及ぼすおそれなく、計画を実施できることが確実に認め

られるため、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

続いて、2番の説明を事務局に求めます。

事務局

議案第15号の2番の案件は、申請地竹田市直入町大字上田北字水ヶ迫〇〇〇〇番、面積684㎡の登記地目畑です。この申請地は農用地区域外の農地で、ほ場整備等農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地です。転用目的は、農業倉庫です。申請者は、平成17年に農業倉庫を建設しており、今回始末書を添付して転用申請するものです。排水については、道路側溝へ流す計画で、建設課と協議済みです。既に転用済みであり、新たな費用は発生しません。転用許可基準は、「申請に係る農地に変えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的を達成することができない場合」に該当すると考えられます。

議長

12番釘宮恒憲委員に調査報告をお願いします。

12番釘宮恒憲委員

議案第15号の2番の調査報告をいたします。

現地確認の結果、周辺農地への日照等に支障を及ぼすおそれがなく、計画を実施できることが確実と認められるため、原案のとおり許可に相当すると考えます。

議長

只今、議案第15号について、担当委員による報告がありましたが、ご意見、ご質疑はありませんか。  
(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。

議案第15号について、許可することにご異議ない方は、挙手をお願いします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。

よって、議案第15号農地法第5条第1項の規定による許可申請については、これを許可することに決定します。

議長

続いて、議案第16号非農地証明について、農地法第2条第1項に規定する農地に該当しない旨の証明願が提出されましたので、証明書を発行してよいか意見を求めます。

1番の案件について、事務局に説明を求めます。

事務局

議案第16号の1番の案件は、申請者〇〇〇〇の所有する、申請地竹田市大字竹田字鷹匠町〇〇〇〇番、登記地目畑1筆、面積227平方メートルの非農地申請をしたものです。申請地は、亡父が昭和15年頃住宅を建設、平成25年頃解体し、現況は雑種地となっています。顛末書が添付されています。

議長

10番麻生章治委員に調査報告をお願いします。

10番麻生章治委員

1番の案件の調査報告を致します。

現地確認の結果、現状は雑種地となっております。現状からみて、農地への復旧が困難と思われます。よって、非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて、2番の案件について、事務局に説明を求めます。

事務局

議案第16号の2番の案件は、申請者〇〇〇〇が所有する、申請地竹田市久住町大字久住字神馬〇〇〇〇番、登記地目畑1筆、面積107平方メートルの非農地申請をしたものです。申請地は、周囲の山林化に伴い耕作をすることができなくなり、平成10年頃杉と桜を植林し現況は山林となっています。始末書が添付されています。

議長

10番麻生章治委員に調査報告をお願いします。

10番麻生章治委員

2番の案件の調査報告を致します。

現地確認の結果、山林となっております。現状からみて、農地への復旧が困難と思われます。よって、非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて、3番の案件について、事務局に説明を求めます。



事務局

議案第16号の3番の案件は、申請者〇〇〇〇氏の所有する、申請地竹田市久住町大字久住字射取迫〇〇〇番他2筆 登記地目 田2筆畑1筆 合計面積1083平方メートルの非農地申請をしたものです。申請地は、亡父が耕作していたが獣害がひどいため、昭和50年頃から農地の管理ができなくなり、現況は山林となっています。顛末書が添付されています。

議長

9番本郷敦子委員に調査報告をお願いします。

9番本郷敦子委員

3番の案件の調査報告を致します。

現地確認の結果、山林となっております。現状からみて、農地への復旧が困難と思われます。よって、非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて、4番の案件について事務局に説明を求めます。

事務局

議案第16号の4番の案件は、申請者〇〇〇〇の所有する、申請地竹田市久住町大字有氏字大久保〇〇〇〇番、登記地目畑1筆、面積1847平方メートルの非農地申請をしたものです。申請地は、農地として管理することができなくなり、平成14年頃にグラウンドゴルフ場として整備し、現況は雑種地となっています。始末書が添付されています。

議長

9番本郷敦子委員に調査報告をお願いします。

9番本郷敦子委員

4番の案件の調査報告を致します。

現地確認の結果、雑種地となっております。現状からみて、農地への復旧が困難と思われます。よって、非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて、5番の案件について事務局に説明を求めます。

事務局

議案第16号の5番の案件は、申請者〇〇〇〇の所有する、申請地竹田市直入町大字長湯字井ノ尻〇〇〇

○番他2筆、登記地目田2筆畑1筆、合計面積4399平方メートルの非農地申請をしたものです。申請地は、亡き父が耕作できなくなり、平成11年頃から放棄地となり、現況は山林原野となっています。顛末書が添付されています。

議長

12番釘宮恒憲委員に調査報告をお願いします。

12番釘宮恒憲委員

4番の案件の調査報告を致します。

現地確認の結果、山林、原野となっております。現状からみて、農地への復旧が困難と思われます。よって、非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

続いて、6番の案件について事務局に説明を求めます。

事務局

議案第16号の6番の案件は、申請者〇〇〇〇の所有する、申請地竹田市直入町大字長湯字鑰小野〇〇〇〇番、登記地目畑1筆、面積773平方メートルの非農地申請をしたものです。申請地は、亡き父が昭和55年頃居宅として建物を建築し、現況は宅地となっています。顛末書が添付されています。

議長

12番釘宮恒憲委員に調査報告をお願いします。

12番釘宮恒憲委員

6番の案件の調査報告を致します。

現地確認の結果、宅地となっております。現状からみて、農地への復旧が困難と思われます。よって、非農地証明をすることに問題はないと考えます。

議長

只今、議案第16号について、担当委員による報告がありましたが、ご意見、ご質疑はありませんか。  
(なしの声あり)

議長

無いようですので質疑を終結いたします。

議案第16号について、非農地証明書を発行することにご異議ない方は、挙手をお願いいたします。

議長

全員挙手でありますので、ご異議ないものと認めます。

よって、議案第16号非農地証明については、これを承認することに決定します。

議長

これで、本日提出いたしました議案の審議は全て終了いたしました。

以上をもちまして、令和5年竹田市農業委員会 第2回総会を閉会いたします。ご協力誠にありがとうございました。

(15時30分)

令和5年2月6日

竹田市農業委員会会議規則第13条の規定により署名する。

議 長

.....

署名委員

.....

署名委員

.....